

平成30年度第11回千葉県障害者介護給付判定審査会中央区審査部会議事要旨

- 1 日 時 平成31年 2月21日(木) 19時00分～20時30分
- 2 場 所 中央保健福祉センター ボランティア活動室2
- 3 出席者(委員) 中島委員、豊口委員、阿部委員、落合委員
(事務局) 大木障害支援班主査、曾志崎主任主事、神代主事、山中主事、石野主事

4 議 題

- (1) 障害支援区分の審査判定について
- (2) 支給決定案への意見について
- (3) 支給決定更新案への意見について
- (4) その他

5 議事の概要

(1) 判定結果について

① 一次判定について

- | | |
|------------------------------|-----|
| ア 一次判定を修正しなかったもの | 30件 |
| イ 一次判定を修正したが一次判定結果に変化がなかったもの | 0件 |
| ウ 一次判定を修正し一次判定結果に変化があったもの | 0件 |

② 二次判定について

- | | |
|------------------|-----|
| ア 一次判定を変更しなかったもの | 29件 |
| イ 一次判定を変更したもの | 1件 |

③ その他

- | | |
|---|----|
| ア 判定結果の有効期限を3ヶ月以上3年未満に変更することが
適当であると判断したもの | 0件 |
| イ 判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用
が適当と意見を付したもの | 0件 |

(2) 支給決定案への意見について

- | | |
|---------------------------|----|
| ア 支給決定案を妥当と認める。 | 5件 |
| イ 支給決定案から変更することが妥当であると認める | 0件 |
| ウ 125%を超える支給決定は不要と認める | 0件 |

(3) 支給決定更新案への意見について

- | | |
|---------------------------|----|
| ア 支給決定案を妥当と認める。 | 1件 |
| イ 支給決定案から変更することが妥当であると認める | 0件 |
| ウ 125%を超える支給決定は不要と認める | 0件 |

(4) その他

次回の審査部会の開催は、平成31年 3月14日(木)と決定した。